

神戸市文化財保存活用地域計画（案）概要

1. 背景と目的

【全国的な状況】

（課題）過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化による文化財の滅失・散逸等の危機

↓ ※地域総がかりによる文化財の保存・活用が必要

（措置）平成 30 年度文化財保護法改正

「文化財保存活用地域計画」の文化庁長官による認定等が制度化（努力義務）

【神戸市】

- ・文化財の保護のため、文化財保存活用地域計画を作成
- ・学識経験者、文化財所有者、文化芸術・観光・マスコミの各関係者、市民代表などから意見聴取し作成
- ・令和 4 年度 7 月認定申請予定

2. 期間

令和 4 年度から令和 13 年度（10 年間）※概ね 5 年程度で見直しを行う。

3. 位置づけ

（1）文化財保護法第 183 条の 3 の規程に基づく「文化財保存活用地域計画」

（2）文化財保存・活用の目指すべき姿と実現に向けた方針と具体的な措置を明記

4. 計画の内容

文化財保護法第 183 条の 3 第 2 項各号に定める事項

- ①当該市の概要
- ②当該市の文化財の概要
- ③当該市の歴史文化の特徴
- ④文化財の保存・活用に関する課題
- ⑤文化財の保存・活用に関する方針
- ⑥当該市の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置
- ⑦当該市の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ⑧計画期間
- ⑨文化財の保存・活用の推進体制等

5. 神戸市文化財保存活用地域計画作成の動き

令和 2 年度	8 月～3 月	神戸市文化財保護審議会・神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催（各 3 回実施） 庁内検討会実施
	8 月～12 月	文化財の保存・活用に関する意識調査（対象：市民・文化財所有者・観光企業）
令和 3 年度	11 月	経済港湾委員会へ「神戸市文化財保存活用地域計画（案）」報告
	12 月～1 月	「神戸市文化財保存活用地域計画（案）」に対するパブリックコメント（予定）

6. 神戸市の文化財の保存・活用における目指すべき姿と課題・方針・措置

- ・全市的な文化財の保存・活用について3項目に分類し、課題・方針・措置を明記
「文化財をまもる」、「文化財をいかす」、「文化財をつたえる」
- ・市内を大きく2つの地域に分け、各地域の特色に合わせた課題・方針・措置を明記
- ・市内の文化財の保存・活用に関する3つの重点事業について明記

1. 「文化財をまもる」

【課題】

- ・文化財の所在把握不足
- ・自然災害や社会状況などによる存続の危機
- ・文化財の劣化など保存状況の悪化
- ・埋蔵文化財の保護 など

【主な方針・措置】

- ・所在調査の推進
- ・防災対策の推進
- ・指定や調査体制などによる文化財保護
- ・埋蔵文化財調査の実施 など

2. 「文化財をいかす」

【課題】

- ・情報発信の不足
- ・触れることができる機会の不足
- ・観光をはじめとした他分野での活用不足
- ・大学等を含めた教育機関との連携の強化
- ・文化財を活用する人材の不足 など

【主な方針・措置】

- ・デジタルコンテンツ作成など情報提供の充実
- ・文化財の公開の推進
- ・文化センター等と連携した講演会などの実施
- ・文化財を生かした観光プランの検討
- ・歴史的建造物の活用の推進
- ・大学等との連携事業の推進 など

3. 「文化財をつたえる」

【課題】

- ・後継者の不足など維持管理体制の弱体化
- ・地域住民の意識の変化
- ・伝統的な祭り・行事など変化する文化財への対応
- ・世代交代等による意識の変化 など

【主な方針・措置】

- ・継承に関する支援と文化財の保護体制の強化
- ・文化財の保存・活用を行う団体の育成
- ・変化する文化財の継承方法の検討
- ・地域住民と連携した事業の推進 など



北野町山本通 伝統的建造物
(旧トーマス住宅)



だんじりパレード



小学生の茅葺技術体験

4. 地域の特徴に即した課題・方針・措置

【六甲山系南麓地域】

【課題】

- ・文化財の滅失等による景観の変化
- ・新旧住民の交流の機会の不足
- ・文化財の観光等への活用機会の充実
- ・個別の文化財に関する保存活用計画の不足など

【主な方針・措置】

- ・重要伝統的建造物群保存地区の保護
- ・だんじりなど伝統的な祭り・行事を生かしたまちづくりの推進
- ・五色塚古墳など市内史跡整備の推進
- ・灘五郷・兵庫津などの日本遺産制度の活用
- ・個別の文化財保存活用計画の作成 など

【北部・西部地域】

【課題】

- ・高齢化や人口減少などによる文化財を取り巻く環境の変化
- ・建造物等文化財の周知や活用不足
- ・広く分布する文化財を関連づける周遊ルート等の未整備 など

【主な方針・措置】

- ・茅場育成など修理資材の確保
- ・特色ある小学校づくりでの文化財活用
- ・茅葺建物や農村歌舞伎舞台など文化財建造物の活用
- ・農村ツーリズム事業などへの支援・連携 など

5. 重点事業

【神戸歴史遺産制度】

神戸歴史遺産 : 法と条例に基づく指定等文化財と神戸市が認定した未指定文化財
制度の目的 : 所有者等の継承意欲の醸成、文化財の掘り起こし、市内歴史遺産の周知
制度のメリット: ブランド化による活用の促進、現状変更を伴わない緩やかな保護、
ふるさと納税を生かした修理等助成

【様々な連携による歴史的建造物の保存・活用】

歴史的建築物の保存・活用を図るために、修理等の助成をはじめ所有者と活用者とのマッチングや技術的支援などを協力のもと推進する。

具体的な事業: 神戸歴史遺産助成金を活用した歴史的建造物の保存・活用

景観政策課・株式会社OMこうべと連携した歴史的建造物の保存・活用

【史跡等整備の推進】

文化財の継続的な保護及びまちづくりの核となるように、史跡等の整備を計画的に推進する。

モデル事業 : 史跡五色塚古墳・小壺古墳整備事業

主な具体的事業: 遺跡を生かした公園施設の整備、ガイドンス施設の整備、

アクセスルートのサイン整備など